

事務連絡
令和3年8月10日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課(室)御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉連携推進法人制度に関連した動画の公開について

平素より、厚生労働行政の推進につき、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)」により社会福祉連携推進法人が創設され、令和4年6月までに施行されますが、今般、制度の周知を図るための動画を作成し、厚生労働省ホームページ上に公開いたしました。

動画は、制度概要や業務内容等に関する「社会福祉連携推進法人の運営等について」を本日公開し、後日、社会福祉法人の連携を推進する取組を行う3団体の代表の方へのインタビューを公開する予定です。

各所轄庁におかれましては、動画をぜひご視聴いただくとともに、別添のとおりチラシを作成いたしましたので、管内の社会福祉法人等に周知いただきますよう、お願いいたします。なお、別添については、動画の公開状況を反映し、後日修正して再送予定であることを申し添えます。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市(指定都市、中核市を除き、特別区を含む。)に対して周知いただきますようお願いいたします。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

(「社会福祉連携推進法人制度」のページにアクセスします)

【担当】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
法人経営指導係 tel 03-3595-2616



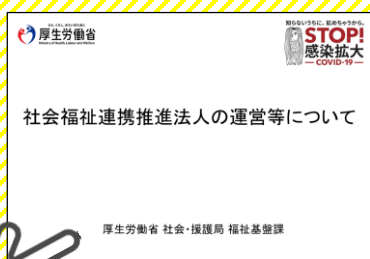
社会福祉連携推進法人制度に 関連した動画を公開しました

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年6月までに「社会福祉連携推進法人制度」が施行されます。
施行に向け、**制度のポイント**や**取組のインタビュー**を動画にまとめましたので、**ぜひ、ご視聴ください。**



1 制度の説明

社会福祉連携推進法人制度について解説しています。



視聴は**画像をクリック!**

または、[厚生労働省トップページ](#)>[政策について](#)>[分野別の政策一覧](#)>[福祉・介護](#)>[生活保護・福祉一般](#)>[社会福祉法人制度](#)>[社会福祉連携推進法人制度](#)

以下の項目を解説しています。

- 社会福祉法人の現状
- 社会福祉連携推進法人について
- 認定所轄庁の役割について

2 実践者インタビュー

社会福祉法人の連携を推進する取組をされている3団体の代表の方にインタビューしています。

…近日公開予定…